

令和5年度 第1回 総合教育会議

令和5年10月23日（月）

会議次第

- 1 「東大阪市教育行政に関する大綱」の改訂について
- 2 その他

東大阪市教育行政に関する大綱

東 大 阪 市

令和元年 1 1 月

～東大阪市教育行政に関する大綱の改訂に寄せて～

いま、子どもたちは、家族、友だち、学校の先生や地域の方々など多くの人々に見守られた環境（社会）の中で生きています。

この環境（社会）はこれまでの長い歴史を通じ、先人たちの英知と努力により整備されてきたものです。

子どもたちが、それらのものを大切に想うことから始まり、自分のためだけでなく、その社会の一員として、だれかのために、そして社会のために何か役立ちたいという決意が志となります。

志は、自分の人生の柱となり、いま何をすべきかを自覚し、それを実行しようと自らを動かし、いかなる困難も乗り越える力となります。

その志を持つ人たちがつながり、それぞれが自分のできることを一生懸命に行うことが幸せな社会を創る礎となります。

いま、社会が直面している様々な課題を解決するために、高い志を持ち、可能性に挑戦できる子どもたちを育てていくことが我々の使命です。

東 大 阪 市 長

A stylized, handwritten signature in black ink, likely belonging to the Mayor of Higashi Osaka City, written over a horizontal line.

I 大綱策定の目的

1 大綱の位置づけ

平成 27 年 4 月 1 日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が改正され、新たに法第 1 条の 3 第 1 項において、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定されました。

また、同じく改正後の法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、平成 27 年度より、市長と教育委員会の協議調整の場である総合教育会議を設置することになりました。総合教育会議は、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有し、一致して施策を進めることを目的に設けられたものです。

この総合教育会議において協議・調整する事項として第一に掲げられているのが「教育行政の大綱」の策定に関する協議です。

以上の規定に基づき、本市においても、平成 27 年に「東大阪市教育行政に関する大綱」を策定するとともに、令和元年に一部見直しを行いました。

2 大綱策定の目的

「東大阪市教育行政に関する大綱」は、市長と教育委員会とが、めざすべき教育の目標や理念、指針を共有し、より一層民意を反映した教育施策を協力して推進できるよう、重点的な取組み事項等を定めるものです。

3 大綱の対象期間

本大綱が対象とする取組み期間は、令和 2 年度から令和 5 年度の 4 年間とし、必要に応じ、見直しを行います。

4 大綱策定の視点

我が国は、「人生 100 年時代」を迎えようとしています。また、超スマート社会（Society5.0）の実現に向け、技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、持続可能な社会づくりの担い手を育むとともに誰もが豊かな人生を生き抜き活躍するうえで、教育の果たす役割は大きいといえます。一人ひとりが自らの夢に向かって頑張ることができる教育改革が真に求められています。

さらに、激しい社会構造の変化・社会情勢の変化の中で、「絆」という言葉をキーワードに、様々な人とのつながりあい、支え合っていくことが大切です。このため、学校・家庭・地域など各主体間、教育と福祉など各分野間、幼稚園と保育園と認定こども園、また、小学校と中学校など各教育・福祉施設間のつながりなどによる連携を活発にすることで、様々な問題を解決し、市全体としての教育力の向上を図っていきます。

また、本市には次のような教育資源となり得る数々の特色があります。

- ・ 伸線工業や鋳螺工業の発祥から今日の世界的な技術を有する中小企業の集積地へと発展したモノづくりのまち
- ・ 生駒山を臨む自然が豊かで、市内各所に文化財が点在し、各地域で祭りが盛んに行われるなど地元に着した伝統文化が存在する歴史と文化のまち
- ・ 全国高校ラグビー大会だけでなく、ラグビーに触れる機会が充実したラグビーのまち
- ・ 花園ラグビー場をはじめスポーツ施設が集積する花園中央公園を中心に、様々なスポーツに親しめるまち
- ・ 「愛ガード」運動への多数の市民の参画にも見られるように子どもたちの教育に対する地域の関心の高いまち
- ・ 市内に4つの大学が立地し、3万人の学生が通う活気あふれる大学のまち

現在の社会は、知識基盤社会であり、知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増し、社会の変化を予測することは困難になっています。この激動の時代を生きる子どもたちには、自らの人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められるなか、子どもの能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が必要とされています。本市では、これらの優れた教育資源を活用し、また、そのことにより地域にもよい影響を与える環境づくりを行い、子どもたちの主体的な学習と地域の教育力の活性化をめざします。

これら教育力の向上や活性化などにより、子どもたちの生きる力を伸ばすとともに、その礎となる学力向上を推進します。

なお、大綱の策定においては、課題と成果を検証しながら、より具体的な教育施策が進められるよう、網羅的な内容ではなく、項目の重点化を図ります。

5 大綱策定の体制

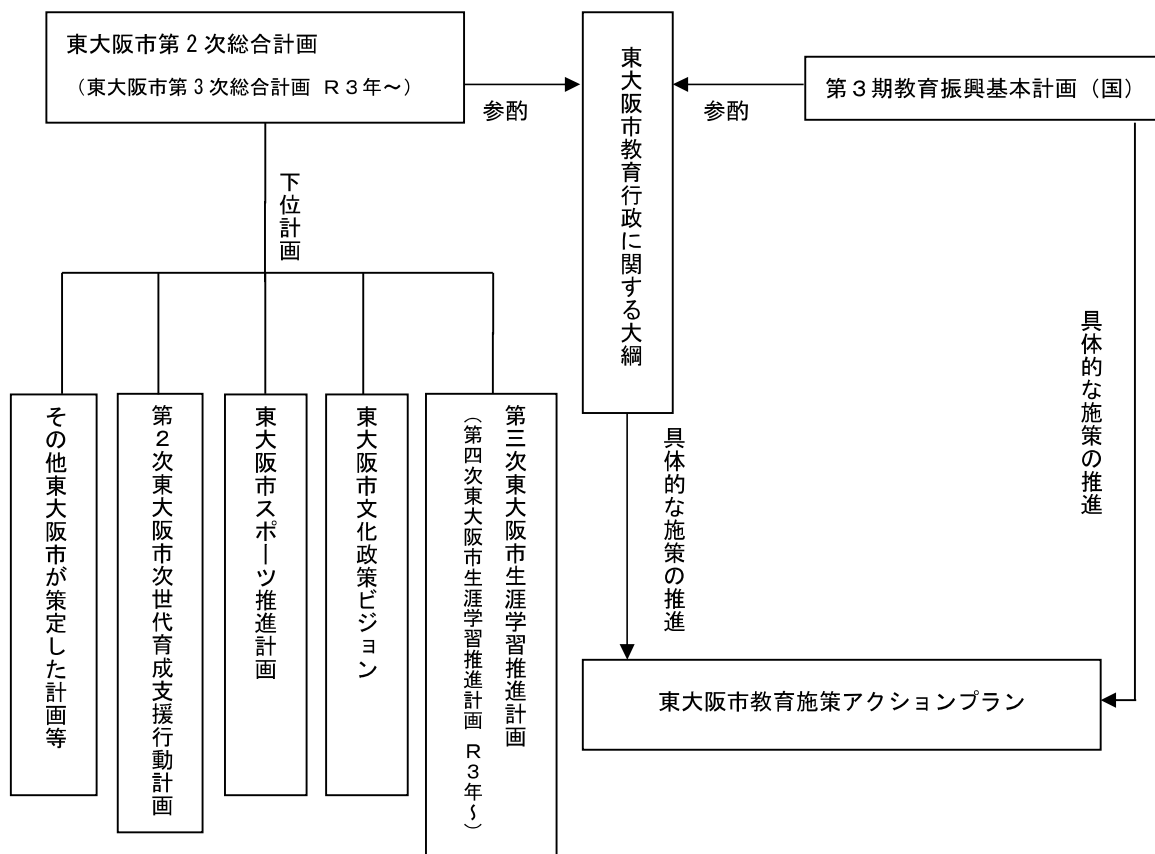
「教育行政の大綱」は、地方公共団体の長が、総合教育会議において協議して定めるとされていることから、本市においても総合教育会議において協議を重ね策定しました。

6 国の教育振興基本計画、本市の他の計画との関係

「教育行政の大綱」は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、すなわち国の第3期教育振興基本計画を参酌することとされています。

また、本市の他の計画との関係は図のとおりです。さらに、大綱に基づく具体的な施策の展開は、「東大阪市教育施策アクションプラン」を具体的施策として策定することにより、進めていきます。

【図】 東大阪市教育行政に関する大綱及び東大阪市教育施策アクションプランと他の計画との相関図



※下位計画における教育行政に係る部分については、東大阪市教育施策アクションプランとの整合性を図りながら推進していきます。

Ⅱ めざすべき教育の姿と重点的な取り組み

本市のめざすべき教育の姿を描いたうえで、取り組みを進めるにあたっては二つの基本的な理念を踏まえることとし、期間中の重点的な取り組み事項として、次の５点を掲げます。

1 めざすべき教育の姿

- ◎ 変化の激しい社会の中で、一人ひとりが自立して生き抜く力を持ち、社会で活躍すると同時に、豊かな心を持って、様々な人との絆を深めながら人権尊重にねざした社会をめざす

2 重点的な取り組みを進めるにあたっての基本的な理念

教育行政を推進するにあたっては、あらゆる教育施策に通じる基本的な理念を踏まえる必要があります。

本市においては、「生涯学習の理念に基づく教育」及び「人権尊重を基本とする教育」を中心に据えて教育行政を進めたいと考えており、この大綱に掲げる重点的な取り組みの推進にあっても、下記の考え方に基づきこれらの理念を根底に据えて取り組みを進めます。

- ① 自立・協働を通して、一人ひとりが主体的に学習することができ、新たな価値を創造する生涯学習社会をめざす

人生の中では様々な困難や挑戦を必要とする場面に直面し、それを乗り越えるため、そのつど学びを求める必要に迫られます。また、人生を豊かなものにするため人々は新たな知識を求めます。このため、自ら課題を見つけ、あらゆる機会やあらゆる場所で主体的に学習することができ、そのことを適切に評価される生涯学習社会をつくることが我が国全体の課題とされています。

このため、子どもたちには、様々な人々との協働により主体的に学習する姿勢と課題解決の力を身に付けられるようにするとともに、あらゆる世代の市民が学習を必要とするときにはそれに応えられるよう、学習機会の充実を図ることを考慮しながら、教育施策を推進していきます。

- ② 他者と自分自身をともに尊重し、一人ひとりの違いを認め合う人権教育の推進

人権教育を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それを具体的な態度や行動として現すことができる力を育みます。そのため、体系的な人権教育の実践をはじめ、学校園や家庭・地域との連携を図りながらあらゆる教育の場面を通して積極的かつ継続的に人権尊重意識の醸成に取り組みます。

3 期間中の重点的な取組み事項

●重点的な取組みの具体的な推進と取組み相互の関係の重視（方針）

重点的な取組みの具体的な推進にあたっての重要なポイントとして、「連携」を位置づけました。その内容は次のとおりです。

- ・誕生から、子育て支援（市子育て支援部局との連携）、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校までの連続、一貫した教育の充実（縦の連携）
- ・様々な主体と協力した教育の質の向上（横の連携）

また、各取組みはそれぞれが独立したものではなく、相互に関係しあっており、そのことを重視して進めていく必要があると考えています。

① 誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる

誕生から始まる若年期の教育において、縦の連携を生かした連続性、一貫性のある学びを提供する仕組みを構築します。全中学校区での小中一貫教育の実践を通じ、連続性・一貫性のある学びの効果を高めます。

子育て支援との連携（市子育て支援部局との連携）、幼稚園・保育所・認定こども園の横の連携を生かした仕組みづくりを進めることで、学力向上、体力向上、異なる分野間・施設間の交流による相互の成長等を図ります。

② 地域力を生かしたキャリア教育のより一層の推進

人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。また、「人生100年時代」や「働き方改革」が叫ばれる現代にあって、一人ひとりが社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すことが必要です。

社会的自立を図るために必要なライフキャリアを発達させるために、乳幼児期からの家庭教育・就学前教育と学校教育をつなげるためのスタートカリキュラムや、学校教育の中では社会人として必要な素養を高めるための取組みを充実させます。

また、職業的自立を図るために必要なワークキャリアを発達させるために、義務教育段階では小中一貫教育を実施します。その中で、本市独自カリキュラムである「夢TRY科」を中心に本市の特色を生かし、地域産業やこれまでになかった仕事新たに生まれることが考えられる時代に要求されるワークスキルを養います。

キャリア教育の一層の推進により、自ら将来の進路に夢を持てるような市民を育てます。

③ 連携・協働をキーワードとした学力向上をはじめとする多様な力の育成

大学との連携による特色ある学習機会づくりを通じ、将来への展望を持つことで、学習に対する意欲を高め、学力向上へとつなげる取組みを進めます。

また保護者や地域、市民グループとの連携、協働による学校をキーステーションとした様々な学習の機会を持つことで、実践的な学習から学ぶ意義を理解し、学びを楽しむ姿勢づくりを通して、学力向上をはじめとした多様な力の育成をめざします。

④ すべての子どもが幸せに育つことができる環境の確保

障害のある子どもへの特別支援教育の拡充、いじめの未然防止・早期解消、不登校への取組み、貧困等の理由で十分な学習が難しい子どもや外国からの転入等による日本語指導が必要な児童生徒への市関係部局と連携したサポートの検討により、すべての子どもが幸せに育つことができる環境を確保します。同時に、一人ひとりの子どもの可能性を最大限引き出す教育を追求します。

様々な専門機関との連携や、幼稚園、保育所、認定こども園で取り組んできた個別のサポートの内容を的確に小学校と共有することなど、誕生からの連続、一貫した教育（縦の連携）を重視して取り組みます。

⑤ 教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保

次代を担う子どもたちに社会が求める力も変わってきており、特に、情報を適切に活用する力や目的を持った主体的な学びや、対話を重ねながら学びを深めていく姿勢の育成が必要とされています。そのため、ICTの利活用をはじめとした教育環境の整備に取り組むとともに、教科どうしや日常生活などとも結びつけた総合的な視点からのカリキュラムづくりを推進します。また、様々な連携も活用した働き方改革により教職員に過重な負担がかからない仕組みをつくることで、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することに加え、研修や自己研鑽の充実を図ることにより、教職員の教育力を高めるとともに、教育の質の向上をめざします。

Ⅲ 大綱の推進について

1 東大阪市教育施策アクションプランの策定と推進

本大綱の内容を含めた具体的な施策にあたる東大阪市教育施策アクションプランを策定し、施策を推進します。

2 庁内推進体制

大綱の推進にあたっては、教育委員会を中心に、重点的な取組みにおいて連携が必要となる市長部局の関係部局との協議・調整を行いながら進めます。

また、大綱に定める重点的な取組みを効果的に進めるために、具体的な施策にかかる予算などについても積極的に協議を進め、確保を図ります。

3 取組みの評価と検証

大綱に基づく取組みの現状については、年度ごとに総合教育会議に報告し、評価、検証を行います。検証の結果を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

総合教育会議 構成員

市長	野田 義和
----	-------

(教育委員会)

教育長	土屋 宝土
教育長職務代理者	堤 晶子
委員	村上 靖平
委員	山中 雅仁
委員	秦 卓宏

改訂履歴

平成27年10月 第1版

令和 元年11月 第2版

発行 令和元年11月
東大阪市総合教育会議事務局
〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 市長公室 政策調整室
TEL 06-4309-3016
FAX 06-4309-3847



ラグビーのまち
東大阪

【総合教育会議資料】

(案)
東大阪市教育行政に関する大綱

東 大 阪 市

令和5年11月

～東大阪市教育行政に関する大綱の改訂に寄せて～

本市で作家生活の大半を過ごされた司馬遼太郎さんが今年、生誕100年を迎えられました。

司馬さんは次世代を担う子どもたちへのメッセージとして「二十一世紀に生きる君たちへ」を執筆されており、本市では小学校卒業時に、この本を子どもたちにプレゼントしています。

この本の中に、

「いたわり」 「他人の痛みを感じる事」 「やさしさ」
みな似たような言葉である。

この三つの言葉は、もともと一つの根から出ているのである。
根といっても、本能ではない。だから、私たちは訓練をしてそれを身につけねばならないのである。

という一節があります。

子どもたち一人ひとりの中に他者への思いやりの感情が定着することで、自分の幸せだけでなく、あらゆる人がつながり、すべての人の幸せに共鳴できる社会を創造していくことができます。

こういった他者への思いやりの感情を子どもたちに育んでいくのが私たち大人の役割です。

私たちは、この3年間でこれまで経験したことのない感染症に翻弄されたように、今後も想像もできないような社会の変化に見舞われる可能性があります。

将来の予測が困難な時代に子どもたちが身をおくことになっても、志さえあれば、必ず未来を切り拓いていけるものと信じています。

高い志を持ち、可能性に挑戦できる子どもたちを育てていくことが私たちの使命です。

野 田 義 和（自署）

目次

I 大綱策定にあたって P1

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の対象期間
- 3 大綱策定の視点
- 4 大綱と他の計画との関連性

II めざすべき教育の姿と重点方針 P3

- 1 めざすべき教育の姿
- 2 基本的な理念
- 3 重点方針
 - ①誕生から始まる教育が連続、一貫する
 - ②自分のまちに愛着と誇りをもって、未来の地域社会を創造する
 - ③すべての人が自らの良さや可能性を発揮する
 - ④すべての子どもが安全・安心で心豊かに成長する
 - ⑤学校の教育環境及び創造力の向上により、学びの質が高まる
 - ⑥すべての人が生涯にわたって豊かで幸せな人生を送る

III 大綱の推進について P6

- 1 東大阪市教育施策アクションプランの策定と推進
- 2 庁内推進体制
- 3 取組みの評価と検証



モノづくりのまちにちなみ、歯車（GEAR）をモチーフに作成。市民、団体、企業等のすべてのステークホルダー（関係者）と本市が歯車（GEAR）のごとく互いにかみ合い力を伝え合うことで、持続的かつ加速度的にSDGsの目標達成に向けた課題解決を図り、東大阪市の未来創造に繋げていきたいという思いを込めています。



市民・企業・行政がスクラムを組み、個性と魅力に満ちた地域づくりを行い、市民に愛着と誇りのもてるまちづくりをめざすためのマスコットキャラクター

東大阪市のマスコットキャラクター
トライくん



I 大綱策定にあたって

1 大綱策定の趣旨

「東大阪市教育行政に関する大綱（以下「本大綱」という。）」は、市長と教育委員会が、めざすべき教育の目標や理念、指針を共有し、より一層民意を反映した教育施策を協力して推進できるよう、重点的な取組み事項などを定めるものです。

本市においては、市長と教育委員会の協議調整の場である総合教育会議において協議を重ね、平成27年に本大綱を策定するとともに、令和元年及び令和5年に一部見直しを行いました。

2 大綱の対象期間

本大綱が対象とする取組み期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とし、必要に応じ、見直しを行います。

3 大綱策定の視点

いま世界では、新型コロナウイルス感染症による様々な影響や国際情勢の不安定化、デジタルトランスフォーメーション（DX）や人工知能（AI）等の進展による時代の急速な変化が起きている状況にあり、「VUCA¹」の時代とも呼ばれています。わが国でも「人生100年時代」「人口減少・少子高齢化」を迎え、人生観や職業観などの価値観も変わろうとする中、新たな生き方や未来社会を創造していく資質・能力が求められています。

このような社会構造と社会情勢の変化の激しい中で、誰もが心豊かで幸せな人生を送り、持続可能な社会を築いていく（SDGsの実現）という個人と社会のウェルビーイング²をめざすうえで、教育の果たす役割は大きく、誰一人として取り残されず、すべての子どもたちがトライ＆エラーの精神で自らの夢に向かっていける力をつける教育改革が真に求められています。

本市においては、様々な人と、あらゆる課題に対し協働するとともに、その中で「自分ごと」として解決策を見出すために、学校・家庭・地域・企業など各主体間、教育・福祉・経済など各分野間、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校など各教育・保育施設間のつながりをさらに充実させることで、市全体としての教育力の向上を図っていきます。

また、本市には次のような教育資源となり得る様々な特色があります。



1 VUCA（ブーカ）：（Volatility:変動性）（Uncertainty:不確実性）（Complexity:複雑性）（Ambiguity:曖昧性）

2 ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。（第4期教育振興基本計画より引用）

＜本市の特色＞

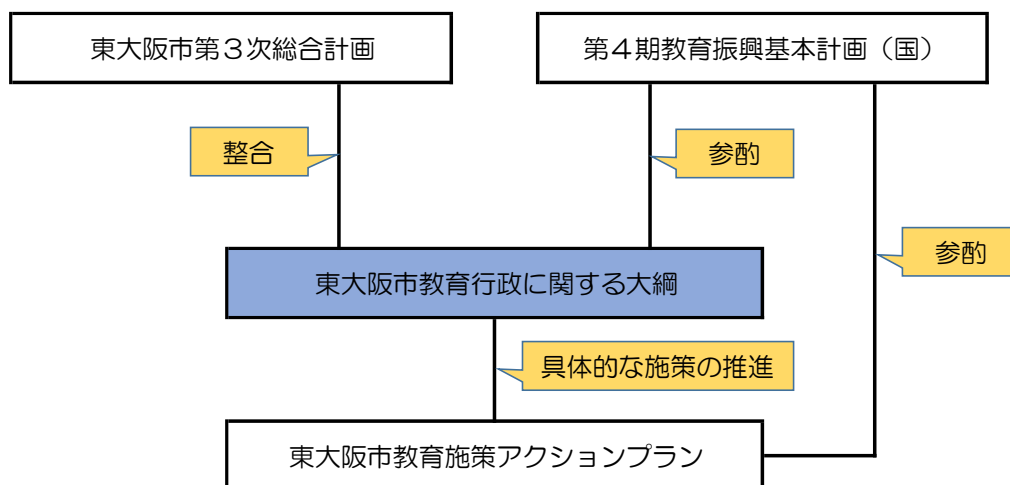
- ・「愛ガード」運動への多数の市民の参画にも見られるように子どもたちの教育に対する地域の関心が高いまち
- ・市内に4つの大学が立地し、3万人の学生が通う活気あふれる大学のまち
- ・伸線工業や鋳螺工業の発祥から今日の世界的な技術を有する中小企業の集積地へと発展したモノづくりのまち
- ・生駒山を臨む自然が豊かで、市内各所に文化財が点在し、各地域で祭りが盛んに行われるなど地元に着した伝統文化が存在する歴史と文化のまち
- ・花園ラグビー場や、日本初の屋外型ウィルチェアスポーツ³専用施設などがあり、すべての人がスポーツに親しむことができるスポーツのまち

これらの特色を活用した地域の教育力と学校教育などを関連づけることで、子どもたちの学力向上（認知・非認知を含む「3つの資質能力⁴」）を図り、郷土愛を育むとともに子どもたちの「生きる力」を伸ばしていきます。

なお、本大綱の策定においては、成果と課題を検証しながら、より具体的な教育施策が進められるよう、網羅的な内容ではなく、項目の重点化を図ります。

4 大綱と他の計画との関連性

本大綱は、国の第4期教育振興基本計画（教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針）を参酌するとともに、東大阪市第3次総合計画との整合性を図りながら策定しました。さらに、本大綱に基づく具体的な施策の推進については、「東大阪市教育施策アクションプラン」を策定することにより進めていきます。



3 ウィルチェアスポーツ：車いすを使用したスポーツ（ラグビー／ソフトボール／テニス／ハンドボール など）

4 3つの資質能力 : 1. 生きて働く「知識・技能」 2. 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」
3. 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」（学習指導要領より引用）



Ⅱ めざすべき教育の姿と重点方針

まず、本市の「1. めざすべき教育の姿」を描いたうえで、あらゆる教育施策に通じる「2. 基本的な理念」を共有します。そして、期間中の「3. 重点方針」として、6点を掲げます。

1 めざすべき教育の姿

- ◎ 変化の激しい社会の中で、誰一人として取り残されず、一人ひとりが幸せと思える生き方と社会環境を創造し、個人と地域社会のウェルビーイングが高まる教育をめざす

2 基本的な理念

- 自他を尊重し、互いの違いを認め合うという人権尊重に徹する
- すべての人が、学ぶ意欲と学ぶ力をもった「有能な学び手」であることを前提とし、「生涯にわたって学び続ける」という観点を踏まえる

3 重点方針（6点）

重点方針においては、「子どもを含む市民が主語」という考えのもと、各方針がそれぞれ独立したものではなく、「自分ごと」として相互に「関連付け」ながら進めていくことが重要と考えています。

「関連付け」の主なイメージは、次のとおりです。

■縦の関連付け

誕生から、子育て支援（市子育て支援部局との連携）、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高校までの連続、一貫した教育の充実、及びリカレント教育⁵をはじめ生涯にわたって学び続けるための教育環境の充実

■横の関連付け

学校教育、社会教育、様々な各種機関・団体などの主体が協力することによる教育全体の質の向上

■過去・現在・未来の関連付け

急速な社会変化が予測される中、未来社会を見据え、これまで築き上げてきた教育の成果と課題と、今後の取組みとを関連付けながら進める教育

5 リカレント教育：学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育のこと（第4期教育振興基本計画より引用）

① 誕生から始まる教育が連続、一貫する

誕生から始まる教育においては、「3つの資質能力」を系統的に高めるために、市子育て支援部局、幼稚園・保育所・認定こども園などや、全中学校区での小中一貫教育の実践を通じ、連続性・一貫性のある学びの効果を高め、異なる分野間・施設間の交流などによる相互の機能充実などを図ります。

② 自分のまちに愛着と誇りをもって、未来の地域社会を創造する

人生100年時代やVUCAの時代においても、地域とのつながりや連携を生かしたキャリア教育・発達は、人生観（ライフキャリア）、職業観（ワークキャリア）といったキャリア形成や社会的自立、シチズン・シップ（市民性）に大きく影響します。そこで、社会に開かれた教育課程を基に、本市の高い地域力や教育資源を活用した教育活動を実践することで、自分の良さを発揮するとともに、共に学び、支え合い、自分のまちに誇りをもって未来の地域社会を創造する力の育成を進めます。

③ すべての人が自らの良さや可能性を発揮する

一人ひとりの多様な才能・能力を埋もれさせず、その可能性を最大限に伸ばしていくために、「個々の最適な学び」や「協働的な学び」そして「生涯にわたる総合的な学び」において、自ら問を立て課題を追究し必要な情報を収集（インプット）するような知的好奇心や探究心を伸ばすとともに、収集した情報を活用し、課題解決（アウトプット）に向けて自己選択・自己決定することができるトライ＆エラーの精神を育みます。

④ すべての子どもが安全・安心で心豊かに成長する

子どもファーストの観点の下、障害のある子どもへの特別支援教育の充実、外国からの転入などによる日本語指導が必要な子どもへの支援、いじめの未然防止・早期解消、不登校への取組み支援、貧困やヤングケアラーなどの理由で十分な学習が難しい子どもの支援などにより、すべての子どもがより良く育つことができる環境を市関係部局と連携し確保します。さらに、様々な人材活用、専門機関との連携、幼稚園・保育所・認定こども園で取り組んできた個別のサポート内容の小学校などとの共有及び子どもたちを支える関係者への支援の充実に努め、誕生からの連続、一貫した教育を重視して取り組みます。

⑤ 学校の教育環境及び創造力の向上により、学びの質が高まる

グローバル化やデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展など急速に変化する社会において、次世代を担う子どもたちに求められる力も変わってきていることや、教員不足の課題などが顕在化する中、教育DXの推進や働き方改革をはじめとした教育環境を整備するとともに、自主的に学び続ける教職員を支える研修体制などの構築を進め、STEAM 教育⁶などの観点を踏まえた学校教育全体の創造的・探究的な学びの向上を図ります。

⑥ すべての人が生涯にわたって豊かで幸せな人生を送る

国籍・年齢・性別・障害の有無などを問わず、すべての人が生涯にわたって学び続ける力や環境はより重要性を増しています。このことから、学校園における時代への見通しをもった学びや、社会教育施設などをキーステーションとした保護者や地域、大学、市民グループとの連携、協働による生涯にわたる学習の機会を確保し、学校・地域コミュニティにおける、個人と地域全体のウェルビーイングの向上につなげます。

6 STEAM 教育：各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習

（文部科学省ホームページより引用）



Ⅲ 大綱の推進について

1 東大阪市教育施策アクションプランの策定と推進

本大綱の内容を含めた具体的な施策にあたる「東大阪市教育施策アクションプラン」を策定し、施策を推進します。

2 庁内推進体制

本大綱の推進にあたっては、教育委員会を中心に、重点的な取組みにおいて連携が必要となる市長部局の関係部局との協議・調整を行いながら進めます。

また、本大綱に定める重点方針を効果的に進めるために、具体的な施策にかかる予算などについても積極的に協議を進め、確保を図ります。

3 取組みの評価と検証

本大綱に基づく取組みの現状については、年度毎に評価、検証を行うとともに、検証の結果を踏まえ、適宜見直しを行います。

<総合教育会議 構成員>

市長	野田 義和
----	-------

(教育委員会)

教育長	古川 聖登
教育長職務代理者	山中 雅仁
委員	堤 晶子
委員	秦 卓宏
委員	田中 宏一

平成27年10月 第1版
令和 元年11月 第2版
令和 5年11月 第3版

発行 令和5年11月
東大阪市総合教育会議事務局
〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市 市長公室 政策調整室
TEL 06-4309-3016
FAX 06-4309-3847



【総合教育会議資料】教育大綱の主な改訂箇所

改訂箇所	Ⅱ めざすべき教育の姿と重点方針－ 1 めざすべき教育の姿 ・ 2 基本的な理念
新	旧
1 めざすべき教育の姿 ◎変化の激しい社会の中で、誰一人として取り残されず、一人ひとりが幸せと思える生き方と社会環境を創造し、個人と地域社会のウェルビーイングが高まる教育をめざす 2 基本的な理念 ○自他を尊重し、互いの違いを認め合うという人権尊重に徹する ○すべての人が、学ぶ意欲と学ぶ力をもった「有能な学び手」であることを前提とし、「生涯にわたって学び続ける」という観点を踏まえる →上記のとおり基本的な理念のみを掲載	1 めざすべき教育の姿 ◎変化の激しい社会の中で、一人ひとりが自立して生き抜く力を持ち、社会で活躍すると同時に、豊かな心を持って、様々な人との絆を深めながら人権尊重にねざした社会をめざす 2 重点的な取組みを進めるにあたっての基本的な理念 教育行政を推進するにあたっては・・・（省略）・・・ <u>①自立・協働を通して、一人ひとりが主体的に学習することができ、新たな価値を創造する生涯学習社会をめざす</u> 人生の中では・・・（省略）・・・ <u>②他者と自分自身とともに尊重し、一人ひとりの違いを認め合う人権教育の推進</u> ・・・（省略）・・・醸成に取り組みます。
【改訂のポイント】 ● ウェルビーイングというフレーズを基に、一人ひとりが幸せと感じる生き方と社会環境を創ることを目指す。 ● 教える人から教えられる人への一方通行のような学びではなく、自ら課題を立て追及したり、人々と対話したりするような、主体的な学びや、様々な対話や経験を通じた学びを進めることを目指す。 ● 基本的な理念については、全体の文章量を減らすことで掲載内容を簡潔にし、伝わりやすいものに変更。	

改訂箇所	Ⅱ めざすべき教育の姿と重点方針－3 重点方針（前文）
新	旧
3 重点方針（6点） 重点方針においては、「子どもを含む市民が主語」という考えのもと、各方針がそれぞれ独立したものではなく、「自分ごと」として相互に「関連付け」ながら進めていくことが重要と考えています。（一部省略） ■ 縦の関連付け 誕生から・・・（省略）・・・及びリカレント教育をはじめ生涯にわたって学び続けるための教育環境の充実 ■ 横の関連付け 学校教育、社会教育、様々な各種機関・団体などの主体が協力することによる教育全体の質の向上 ■ 過去・現在・未来の関連付け 急速な社会変化が予測される中、未来社会を見据え、これまで築き上げてきた教育の成果と課題と、今後の取組みとを関連付けながら進める教育	3 期間中の重点的な取組み事項 重点的な取組みの具体的な推進にあたっての重要なポイントとして、「連携」を位置づけました。（一部省略） ・誕生から、子育て支援（市子育て支援部局との連携）、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高校までの連続、一貫した教育の充実（縦の連携） ・様々な主体と協力した教育の質の向上（横の連携）
【改訂のポイント】 ● 市民を主語とする方針を立て、それを支えるための教育委員会の取組みが、取組の対象（縦）・取組の主体（横）・取組の経過と方向性（奥行）において、三次元的に重なることで、重層的かつ包含的な教育施策の運営を目指す。 ● 国の答申に述べられているとおり、時代の流れを先取りした今後の教育の方向性を示す羅針盤となるものを目指す。	

改訂箇所	Ⅱ めざすべき教育の姿と重点方針－ 3 重点方針（6点）
新	旧
①誕生から始まる教育が連続、一貫する ②自分のまちに愛着と誇りをもって、未来の地域社会を創造する ③すべての人が自らの良さや可能性を発揮する ④すべての子どもが安全・安心で心豊かに成長する ⑤学校の教育環境及び創造力の向上により、学びの質が高まる ⑥すべての人が生涯にわたって豊かで幸せな人生を送る	①誕生から始まる連続、一貫した教育により一人ひとりの子どもの生きる力を育てる ②地域力を生かしたキャリア教育のより一層の推進 ③連携・協働をキーワードとした学力向上をはじめとする多様な力の育成 ④すべての子どもが幸せに育つことができる環境の確保 ⑤教育の質の向上、教職員の教育力を高める環境の確保
【改訂のポイント】 ●生涯学習に関する重点方針を追加 ●各方針については、「子どもを含むすべての市民」を主語とする内容に変更	
【その他の変更点】 ①目次の作成 ②トライくんとSDGs GEARの追加 ③全体的な文章量の削減 等	

教育機会確保法※の基本的な考え方をお伝えします!

不登校児童生徒等への支援についての法律
「教育機会確保法」
って何?

この法律は学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、不登校の子供たちに対する支援や夜間中学における就学の機会の提供等を規定している法律です。

- 不登校の子供たちへの支援
- 義務教育未修了者等が学べる夜間中学を設置



学校以外の
学びの場って?



どんな支援が
あるの?



どんな法律なの?



教育機会確保法※の基本理念や考え方を紹介！

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日公布）

また、平成29年3月31日には、教育機会確保法の基本指針を定めて、公表するとともに、令和元年10月25日には本法の成立等を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知）を発出しています。本パンフレットはこれらの内容を踏まえたポイントをまとめたものです。

8つのポイント

1 より良い学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことを目指します。

また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要です。



2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。



3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。



4 民間連携

子供たちや保護者の意思を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。



関係する通知など

- が不登校児童生徒に対する関係通知等、▲ が夜間中学に関する通知等になっています。
- ▲ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」（平成28年12月22日）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）
- ▲ 夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（令和4年6月1日）
- ▲ 「夜間中学広報ポスター・広報フライヤーの活用について（依頼）」（令和4年6月17日）
- ▲ 「夜間中学広報動画の活用等について（依頼）」（令和5年3月30日）



5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように**学びの場を整備**します。(裏面参照)



6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、**子供によっては休養が必要**なことがあることにも配慮しつつ**一人一人に合った支援**を行います。その際、学業の遅れや進路選択上の課題等があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。



7 夜間中学を全国に設置します

夜間中学における就学の機会の提供ができるように、**夜間中学の設置促進**を図ります。



8 様々な方が学べる環境を

義務教育未修了者、不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した方等様々な方が学べるよう、**夜間中学の充実**を図ります。



- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)」(令和5年3月31日)
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(プラン本体)」(令和5年3月31日)
- 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について(事務連絡)」(令和5年7月31日)
- 「不登校特例校の名称変更について(通知)」(令和5年8月31日)

夜間中学
広報資料



不登校
関係資料



教室や家庭以外にも 多様な学びの場や支援の仕組みがあります。



不登校の児童生徒のための相談や学習の場、
保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。



まずは、学校・教育委員会に相談

① 教育委員会（不登校相談担当）

お子さんの不登校が続く場合等学習や生活に不安がある場合は、まずは、教育委員会の不登校相談担当まで御相談下さい。学校生活の悩みの相談や、学校内外の学びの場や相談機関を紹介します。

紹介・接続

2

保護者の会

不登校のお子さんを持つ保護者同士が、情報交換を行ったり不安や悩みを共有したりすることができます。



3

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、一人一人に合わせた個別学習や相談等を行います。公共施設の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

4

フリースクール等

学校や教育支援センター以外の、日中の時間帯に不登校の子供が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりできる場所です。一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。

5

学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校)

通常の学校に行きづらいお子さんのために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校等）のことです。

6

夜間中学

学齢期を過ぎた方が夕方から夜にかけて通う中学校のことです。学齢生徒についても、一定の要件を満たせば、在籍校での出席認定や成績評価の対象になります。



⑦ 学校内の専門家等

また、学校内にも落ち着いて過ごせる場所や相談に乗ってくれる専門家がいます。これらの教室の利用や相談を希望する場合は、各学校や教育委員会にお問合せください。

学校

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のことです。お子さんのペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。



(参考) 関連条文等抜粋

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号） 関連条文抜粋

法第3条第1号

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

法第3条第4号

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

法第3条第5号

国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

法第10条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

法第11条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

法第13条

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

法第14条

地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 関連条文等抜粋

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針(平成29年3月31日) 関連部分抜粋

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

(3) 基本的な考え方

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

(1) 夜間中学等の設置の促進等

② 既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)(令和元年10月25日 文部科学省初等中等教育局長通知) 関連部分抜粋

1. 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。